

財務省告示第二百六十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五十条第十項の規定に基づき、平

成十七年六月二十七日に発行した利付国債の発行

条件等を次のとおり告示する。

平成十七年七月八日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 利付国庫債券（二十年）（第七十

二 発行の根拠 八回）

の法律及びそ 財政法（昭和二十二年法律第三

七年度における財政運営のため

の公債の発行の特例等に関する

法律（平成十七年法律第十九号）

第二条第一項及び財政融資資金

特別会計法（昭和二十六年法律

第一百一号）第十一条第一項並び

に国債整理基金特別会計法（明

治三十九年法律第六号）第五条

第一項

三 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格

競争入札と同時に行われる入札

であつて、財務大臣が各国債市

場特別参加者ごとに応募限度額

を定めるものによる発行（以下

「国債市場特別参加者・非

価格競争入札発行」という。）

十 三	十 二					口			十 一	十 一		九	八					七				
の	経	利	行	争	非	者	特	国	入	価	発	振	最	行	争	非	者	特	国	入	価	行
払	過			入	価	・	別	債	札	格	行	替	低	入	入	価	・	別	債	札	格	払
込	利	率		札	格	第	参	市	発	競	行	単	額	札	札	格	第	参	場	発	競	込
み	子			発	競	加	加	場	行	争	日	位	面	発	競	加	加	場	行	行	争	金
													金									額

六千四百四十五億五千九百五十
 万円
 五百六億千四百九十六万円

五万円

振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額面金
 の整数倍の金額によるものとす
 る。
 平成十七年六月二十七日

額面金額
 十
四
銭
額
百
円
に
つ
き
九
十
九
円
四
角

(一) 年一・九パーセント
 は、募入決定の通知を受けた者
 は、払込金額に加えて、次の算
 式により算出した金額を第二
 十号に規定する期日に払い込
 むものとす。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.9}{100} \times \frac{7}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金限度

十七 償還金額

十八 払込期日

係る所得税が源泉徴収されるもの口座の口もとのとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合)は、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成十七年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{償還金額} \times 1.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成三十七年六月二十日額面金額百円につき百円日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成十七年六月二十七日